

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(當日が休日は、
當日は、翌日)
(當日が休日は、
當日は、翌日)

鳥取県告示第八百五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、米子市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第四項後段の規定による米子市御所原土地区画整理事業の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域(昭和四十八年五月一日現在の地番による。)

福市字御所原の全域、福市字東堀六〇〇の一、六〇〇の二、
六〇一の五から六〇一の二一まで、六〇一の二三、六〇一の二
四、六〇一の二七、六〇三の一、六〇四、六〇四の二、六〇五、
六〇六の一、六〇六の三、六二一の一、六二一の三から六二一
の九まで、六二一の二、六二二及び六二二の二、福市字二新
庄五五三の一、五五四及び五五四の二の一部並びに福市字中尾
谷五四九の一の一部及び五四九の二の一部

福市字東堀のうち六〇〇の一、六〇〇の二、六〇一の五から
六〇一の二一まで、六〇一の二三、六〇一の二四、六〇一の二
七、六〇三の一、六〇四、六〇四の二、六〇五、六〇六の一、
六〇六の三、六二一の一、六二一の三から六二一の九まで、六
二二の一、六二二及び六二二の二以外の区域

告 示

- ◆ 告 示 字の区域の変更
- ◆ 保険医の登録 (二件)
- ◆ 休獵区の設定
- ◆ 土地改良事業計画の適否の決定 (三件)
- ◆ 土地区画整理法による換地処分を行つた旨の届出
- ◆ 開発行為に関する工事の完了 (二件)
- ◆ 都市計画事業の認可
- ◆ 教委訓令
- ◆ 教委告示
- ◆ 公安告示
- ◆ 風俗営業等取締法による聴聞
- ◆ 公 告 消防設備土試験の合格者

福市字東堀

福市字二新庄	福市字二新庄のうち五五三の一、五五四及び五五四の一の一部以外の区域
福市字中尾谷	福市字道端五〇四の二の一部並びに福市字中尾谷のうち五三六の一の一部、五三六の四の一部、五四九の一の一部及び五四九の二の一部以外の区域
福市字道端	福市字道端五三六の一の一部及び五三六の四の一部並びに福市字道端のうち五〇四の二の一部以外の区域

鳥取県告示第八百十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
嘉 悅 博	鳥医第一、九九一号	昭和五十年九月一日

の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
上 岡 博	鳥医第一、九九二号	昭和五十年九月三日
太 田 隆 正	鳥医第一、九九三号	" 四日

鳥取県告示第八百十八号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第九条の規定に基づき、次のとおり休猟区を設定したので、鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和二十五年農林省令第百八号）第二十四条の規定により告示する。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	区 域	期 間	面 積
鳥取県と兵庫県との県境（蒲生峠）と国道九号との交差点を起点とし、同点から同国道を北西に進み、町道長谷線との交差点に至り、同町道を東方に進み、林道琴引線の起点に至	鳥取県と兵庫県との県境（蒲生峠）と国道九号との交差点を起点とし、同点から同国道を北西に進み、町道長谷線との交差点に至り、同町道を東方に進み、林道琴引線の起点に至	昭和五十年十月一日から昭和五十年十一月一日	一、五七五 ha

鳥取県告示第八百十七号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局

り、同林道を経て山道を北東に進み、
鳥取県と兵庫県との県境に至り、同

月三十日まで
和五十三年九

県境を南方に進み、起点に至る線に
囲まれた一円の地域

鳥取市朝月地内の市道朝月篠坂線
と県道長谷鳥取線との交差点を起点

とし、同点から同県道を南方に進み、

県道郡家鹿野気高線との交差点に至
り、同点から同県道を南西に進み、

林道蓬ヶ平線との交差点に至り、同

林道を西方に進み、市道下砂見高路

線に至り、同市道を西方に進み、県

道高路古海線との交差点に至り、同

県道を北東に進み、市道朝月篠坂線

との交差点に至り、同市道を南東に

進み、起点に至る線に囲まれた一円
の地域

"

一、五三〇 ha

殿・下野
休・獵・区

一、〇五〇 ha

八頭中央線との交差点に至り、同林
道を南西に進み、船岡町と用瀬町と
の境界に至り、同境界を北西に進み、
更に船岡町と河原町との境界を北方
に進み、町道志保谷線との交差点に
至り、同町道を北東に進み、起点に
至る線に囲まれた一円の地域

八頭郡八東町徳丸(通称下徳丸)
地内の国道二九号と町道下徳丸部落

線との交差点を起点とし、同点から

同町道を北方に進み、郡家町山志谷
に通じる山道に至り、同山道を北東
に進み、八東町と郡家町との境界に

至り、同境界を南東に進み、更に北

東に進み、県道国府丹比停車場線に
至り、同県道を東方に進み、町道丹

比綫貫線に至り、同町道を北東に進
み、町道妻鹿野部落線との交差点に

至り、同町道を東方に進み、これに
接続する若桜町来見野に通じる通称

中尾山道を南東に進み、八東町と若
桜町との境界に至り、同境界を南西
に進み、更に南方に進み、八東川の

右岸(北側)に至り、同右岸を北西
同県道を南方に進み、広域基幹林道
鹿野気高線と町道志保谷線との交差
点を起点とし、同点から同県道を経
て、県道若桜船岡線を東方に進み、
県道柄谷船岡線との交差点に至り、
同県道を南方に進み、広域基幹林道

北山休獵区

一、〇七一 ha

		小鹿休憩区	に進み、国道二九号の山崎橋の西詰 めに至り、同国道を西方に進み、起 点に至る線に囲まれた一円の地域
東伯郡三朝町西小鹿地内の新西小 鹿橋の東詰めを起点とし、同点から 県道三朝中線を南東に進み、町道坂 根平線との交差点に至り、同町道を 西方に進み、更に南方に進み、同町 道に接続する山道（通称赤和瀬越） を南方に進み、鳥取県と岡山県との 県境に至り、同県境を南西に進み、 岡山県苦田郡上齋原村赤和瀬から三 朝町鉛山に通じる山道に至り、同山 道を北西に進み、林道鉛山支線を経 て町道柿谷鉛山線を北西に進み、同 町道に接続する県道三朝温泉木地山 線を北東に進み、新西小鹿橋の西詰 めから同橋を渡り、起点に至る線に 囲まれた一円の地域	東伯郡三朝町西小鹿地内の新西小 鹿橋の東詰めを起点とし、同点から 県道三朝中線を南東に進み、町道坂 根平線との交差点に至り、同町道を 西方に進み、更に南方に進み、同町 道に接続する山道（通称赤和瀬越） を南方に進み、鳥取県と岡山県との 県境に至り、同県境を南西に進み、 岡山県苦田郡上齋原村赤和瀬から三 朝町鉛山に通じる山道に至り、同山 道を北西に進み、林道鉛山支線を経 て町道柿谷鉛山線を北西に進み、同 町道に接続する県道三朝温泉木地山 線を北東に進み、新西小鹿橋の西詰 めから同橋を渡り、起点に至る線に 囲まれた一円の地域	東伯郡三朝町西小鹿地内の新西小 鹿橋の東詰めを起点とし、同点から 県道三朝中線を南東に進み、町道坂 根平線との交差点に至り、同町道を 西方に進み、更に南方に進み、同町 道に接続する山道（通称赤和瀬越） を南方に進み、鳥取県と岡山県との 県境に至り、同県境を南西に進み、 岡山県苦田郡上齋原村赤和瀬から三 朝町鉛山に通じる山道に至り、同山 道を北西に進み、林道鉛山支線を経 て町道柿谷鉛山線を北西に進み、同 町道に接続する県道三朝温泉木地山 線を北東に進み、新西小鹿橋の西詰 めから同橋を渡り、起点に至る線に 囲まれた一円の地域	
東伯郡三朝町下西谷地内の国道一 七九号と県道江府中和用瀬線との交 差点を起点とし、同点から同国道を 東方に進み、鳥取県と岡山県との県 境（人形峠）に至り、同県境を南西	九四〇ha	九四〇ha	に進み、県道羽出三朝線（田代峠） に至り、同県道を北西に進み、県道 江府中和用瀬線との交差点に至り、 同県道を北東に進み、起点に至る線 に囲まれた一円の地域

		矢送休憩区	に進み、県道羽出三朝線（田代峠） に至り、同県道を北西に進み、県道 江府中和用瀬線との交差点に至り、 同県道を北東に進み、起点に至る線 に囲まれた一円の地域
西伯郡大山町神原地内の県道大山 口停車場大山線と広域農道との交差 点を起点とし、同点から同県道を南 方に進み、県道丸山名和線との交差 点に至り、同県道を南西に進み、町 道滝坂線との交差点に至り、同町道 を北西に進み、県道米子大山線との 交差点に至り、同県道を北西に進み、 町道今在家赤松線との交差点に至り、 同町道を北東に進み、大山町と淀江	"	"	に進み、県道羽出三朝線（田代峠） に至り、同県道を北西に進み、県道 江府中和用瀬線との交差点に至り、 同県道を北東に進み、起点に至る線 に囲まれた一円の地域
東伯郡三朝町下西谷地内の国道一 七九号と県道江府中和用瀬線との交 差点を起点とし、同点から同国道を 東方に進み、鳥取県と岡山県との県 境（人形峠）に至り、同県境を南西	九四〇ha	九四〇ha	に進み、県道羽出三朝線（田代峠） に至り、同県道を北西に進み、県道 江府中和用瀬線との交差点に至り、 同県道を北東に進み、起点に至る線 に囲まれた一円の地域

孝靈山休憩区

町との境界に至り、同点から山道を北西に進み、稻吉大蓋原農道との交差点に至り、同農道を北西に進み、

町道福岡本宮線との交差点に至り、同町道を北方に進み、淀江町福岡地

内の農道東墓垣線に至り、同農道を北方に進み、更に農道富岡十二号線及び富岡四号耕作農道を経て、町道妻木寺坂線との交差点に至り、同町道を北方に進み、県道中高線との交差点に至り、同県道を南東に進み、

町道莊田長田線との交差点に至り、同町道を南東に進み、農道長田線との交差点に至り、同農道を北東に進み、広域農道との交差点に至り、同広域農道を北東に進み、起点に至る

二、三九八 ha

呼子休憩区

方に進み、西伯郡と日野郡の境界に至り、同境界を南東に進み、国道一八〇号の五輪峠に至り、同峠から同

国道を南西に進み、八上沢入口に至り、同沢から秋原山尾根に至り、更

に同尾根を北西に進み、町道中津合線に至り、同町道を西方に進み、県道本山伯太線を経て起点に至る線に囲まれた一円の地域

日野郡日野町安原地内安原橋東

詰めの林道大谷線の起点を起点とし、同点から同林道を北西に進み、溝口町と日野町との境界に至り、同境界を北東に進み、間地峠を経て日野町と溝口町と江府町との境界点(テレビ塔)に至り、同点から日野町と江府町との境界を南東に進み、日野川を経て国道一八一号に至り、同国道を南西に進み、国道一八〇号との分岐点に至り、同分岐点から同国道を西方に進み、起点に至る線に囲まれた一円の地域

一、六五〇 ha

九七五 ha

根雨休憩区

日野郡日南町吉市地内大宮橋を起点とし、同点から県道本山伯太線を北西に進み、県道印賀横田線の起点に至り、同県道を北西に進み、日南町栗谷に至り、同地内の町道坂原線を北方に進み、クノ谷峠に至り、同峠から鳥取県と島根県との県境を東

日野郡江府町俣野川と同町深山口川との合流点を起点とし、同点から

助沢休獵区

俣野川右岸（西側）を上流に進み、

同川と県道江府中和用瀬線との交差

地点（助沢橋）に至り、同点から同

県道江府中和用瀬線を北東に進み、

内海峠に至り、同峠から鳥取県と岡

一、〇三一ha

山県との県境を南西に進み、県道上
徳山俣野江府線に至り、同点から谷
に沿つて深山口川の左岸（南側）を
下流に進み、起点に至る線に囲まれ
た一円の地域

鳥取県告示第八百十九号

昭和五十年七月十六日付けで閔金町から申請のあつた土地改良（仙隱地
区農道舗装）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地
改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において
準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月二十三日

昭和五十年九月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十号

昭和五十年八月十一日付けで泊村から申請のあつた土地改良（園地区農
道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良
法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用
する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月二十三日

三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

閔金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期
間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

三 縦覧に供する場所

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県知事 平 林 鴻 三

四

鳥取県告示第八百二十一号

昭和五十年八月十一日付けで泊村から申請のあつた土地改良（五反田地区農道整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年九月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

泊村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百二十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十年五月二十八日 鳥取県指令受都計第二百九十九号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡岩美町大字太田字河原田及び折返

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県神戸市長田区西尻池町二丁目四番一八号

鳥取県告示第八百二十二号

米子市御所原土地区画整理事業の施行地区の宅地について、昭和五十年九月六日換地処分を行つた旨の届出があつたので、土地区画整理法（昭和二十九年法律第二百十九号）第二百三条第四項後段の規定により告示する。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県知事 平 林 鴻 三

株式会社丸栄ゴム工業所

代表取締役 丸山繁治

鳥取県告示第八百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県知事 平林鴻三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 二等大路第一類第四号叶裁判所線

三 事業施行期間

昭和五十年九月二十三日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市今町一丁目、瓦町、元町、川端二丁目、川端三丁目、元魚町
 一丁目、元魚町二丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、本町二丁目、
 本町三丁目、片原二丁目、片原三丁目、西町二丁目、西町四丁目、
 西町一丁目及び西町三丁目地内

使用の部分
なし

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

鳥取県教育委員会事務部局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
 のように定める。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤間忠顯

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路事業 二等大路第一類第四号叶裁判所線

三 事業施行期間

昭和五十年九月二十三日から昭和五十三年三月三十一日まで

四 事業地

鳥取市今町一丁目、瓦町、元町、川端二丁目、川端三丁目、元魚町

一丁目、元魚町二丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、本町二丁目、

本町三丁目、片原二丁目、片原三丁目、西町二丁目、西町四丁目、

西町一丁目及び西町三丁目地内

第八条第二項の表中

総務室長、白兔莊管理者、主幹、係長及び分館長

課長補佐、室長補佐、所長補佐、館長補佐、次長（米子図書

館の次長に限る。）、企画広報室長、総務室長、

を

（米子図書館の次長に限る。）、企画広報室長、

に改める。

国民体育大会準備室長、主幹、係長及び分館長

別表第一中「別表第一」を「別表第一（第六条関係）」に、

に改める。

事務局
本
庁

室長	佐	大會	室長	佐
幹		課	長	
長		長	教	育
課長の指名する課長補		長	育	長

職員	企	画	社	長	課
佐	画	廣	報	長	長
系	務	室	室		
國民体育大会準備室長	國民	體育	大會準備室長		

長	課
長	長

別表第一の二中「別表第二の1」や「別表第二の1（第八条関係）」を
改める。

別表第二の二中「別表第二の2」や「別表第二の2（第八条関係）」を
改める。

別表第一の二中「別表第一の3」や「別表第二の3（第八条関係）」を
改める。

附則

この訓令は、昭和五十年十月一日から施行する。

教育委員会告示

右以外の職員	係主任	課長幹	同和教育室長	教長
		課長の指名する課長補		
企画室長	企画室主任	課長	教長	
総務室長	企画広報室長	課長	教長	

事務局本庁	事務局本庁	課長幹	同和教育室長	教長
		課長の指名する課長補		
企画室長	企画室主任	課長	教長	
総務室長	企画広報室長	課長	教長	
國民体育室長	企画広報室主任	課長	教長	
準備室長	企画広報室主任	課長	教長	

臨時教育委員会の會議を次のとおり招集した。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 勝 願

- 一 口時 昭和五十年九月二十九日 午前十一時十五分
 二 場所 鳥取市東町二丁目二十七番地 鳥取県教育委員会委員室
 三 議題 (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
 (2) その他

公安委員会報告

鳥取県公安委員会委員長 第四回

風俗営業等取締法（昭和二十九年法律第二百一十一号）第五条第一項の規定に基いて、次のとおり公開による聴聞を行つので、同法同条第一項の規定による告白する。

昭和五十年九月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 手 肇 撰 文

1 聽聞の期日及び場所

昭和五十年十月七日午後一時から

鳥取県警察本部内鳥取県公安委員会委員室（県庁本丸金土蔵）

11 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町一五八番地 林 紀 昭

昭和50年8月8日及び9月7日に実施した消防設備士試験の合格者は、次のとおりである。

昭和50年9月23日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

甲種第1類

谷本 正敏 加藤 昭夫 奥田 徹 兼平 順二

米山 保 森本 博美 石賀 和夫 中原 雅一

荒川 渉 吉田 敏彦 綾木 保美 松本 茂樹

赤井 優 森木 啓治 河崎甲子男

甲種第2類

岡田 功志 赤井 優 守山 康仁 松本 康樹

渡辺 進

甲種第3類

岡田 功志 赤井 優 酒井 典男 松本 茂樹

甲種第4類

松本 孝光 橋 良孝 坂本 友一 多田 正公

奥田 昭義 高田 昭弘 原田健太郎 中野 務

中野 邦彦 長嶋 正一 山根 充久 金坂 孝雄

三坂 宏 田中 真 酒井 典男 細田 稔

玉谷 哲男

公 告

甲種第5類					
浜田 健次					
乙種第1類					
西本 研一	八田 義之				
林原 且侑	千歳 進				
乙種第2類					
横山 澤範					
乙種第3類					
下山 武男					
乙種第4類					
柏木 忠弘	清水 広実				
乙種第5類					
清水 広実	村中 正道	村上 義昭	下山 武男		
乙種第6類					
月谷 光昭	大西 敏滿	奥田 庄行	中曾 敏司		
長谷川俊明	山本 勝之	小林 健二	清水 武敏		
寺岡 武人	浜田 健次	村上 義昭	夏井 賴雄		
松田 光郎	福田 悅三	鳥羽 欣恒			
乙種第7類					
岡田 浩二					